

小諸市心配事相談所運営要綱

(昭和 42 年 3 月 16 日要綱第 1 号)

1 目的

小諸市心配事相談所は、主として市内の居住者に対してその生活上のあらゆる心配事の相談に応じ適切な助言指導を行い市民の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 運営

小諸市心配事相談所は、小諸市社会福祉協議会が運営する。

3 設置場所

小諸市心配事相談所は、小諸市与良町六丁目 5 番 1 号 小諸市社会福祉協議会内におく。

4 所員

- (1) 相談員は、小諸市社会福祉協議会職員が当たる。
- (2) 小諸市心配事相談所の協力員として弁護士・医師・民生委員・関係官公署の職員等を小諸市社会福祉協議会会長が委嘱することができる。

5 業務

- (1) 相談事業を行うに当っては、相談内容に応じて関係機関に紹介する等、適当な助言指導を行うものであること。
- (2) 相談業務は、土、日曜祝祭日及び 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日を除き毎日行うものとする。
- (3) 相談員は懇切丁寧に相談に応じ問題の円満な解決が得られるよう努めること。
- (4) 相談にあつては、あらゆる関係機関等と連絡を密にし、その協力を得て問題の適切な解決に努めること。
- (5) 心配事相談所員は、取り扱った事例につきその相談経過を明確に記録しておくと共に、相談上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (6) 相談業務に結婚相談を兼ねるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 4 3 年 1 0 月 3 0 日から施行する。

この要綱は、平成 2 4 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。